

Ⅲ 一般大気中アスベスト濃度

総合庁舎屋上にエアサンプラーを設置し、ろ紙に捕集されたアスベスト数から、大気中濃度を算定した。

1 測定地点

総合庁舎屋上（目黒区上目黒2-19-15）

2 測定日

令和4年8月25日

令和5年1月24日

3 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」（令和4年3月 環境省）に準じ、次のとおり試料を捕集し、アスベスト繊維数濃度等を測定した。

(1) 試料の捕集

捕集回数は平日の昼間の1回（連続4時間：吸引流量10L/min 捕集量2400L）とし、目黒区総合庁舎屋上にて、夏季と冬季の年2回実施した。（1箇所×1検体×2回）

(2) 測定方法

各回とも、はじめに下記の測定Aに示す方法で測定を実施し、その結果、1リットル当たりの総繊維数が1本を超えた場合は、測定Bに示す方法で測定を実施する。

測定A 試料の捕集後、位相差顕微鏡法による総繊維数の判定。

（1箇所×1検体×2回）

測定B 電子顕微鏡法による測定

（1箇所×1検体×（～2回））

(3) フィルターブランク

試料の捕集に使用したものと同一ロットのフィルターについて、捕集したフィルターと同様の手順で標本を作製し、フィルターブランク値を求めて、必要な補正を行った。

4 測定結果

		測定結果（本/L）	
		令和4年8月25日	令和5年1月24日
測定A(総繊維数)		0.11	0.056
測定B	アスベスト繊維数	—※	—※
	その他繊維数	—※	—※

※ 測定Aでの結果が1リットルあたり1本を超えなかったため、測定しなかった。

5 その他

一般大気中のアスベスト濃度には環境基準はない。

特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における大気中濃度の基準は、1Lにつきアスベスト繊維10本以下という規制（大気汚染防止法施行規則第16条の2）がある。